

保育料の一部貸付制度のご案内

保育料の一部貸付制度とは

未就学児をもつ保育士が、保育士として保育所等への勤務を希望する場合に、当該保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部について貸付けを行い、保育士の就職・復職支援を図ることを目的としています。



対象者 次の要件のいずれも満たしている方となります

- ① 未就学児をもつ保育士。
- ② 県内の保育所等に新たに勤務する方。
または、産休・育休から復帰する方。
- ③ 県内の保育所等に、2年間継続して週20時間以上勤務する予定である方。

貸付額

保育料の半額
(ただし、月額
2万7千円以内)

※保育料が変更された場合、見直しを行います。

貸付期間

1年間

貸付利子

無利子

連帯保証人

1名必要

返還免除

県内の保育所等で2年間
継続して保育士業務に従事した場合、
貸付金の全額が返還免除となります

※上記要件に該当しない場合は貸付金を返還していただきます

申込方法

千葉県社会福祉協議会まで郵送にてお申し込みください



お問合せ先
申込先

社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会 福祉資金部

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4番3号 TEL 043-244-2945

千葉県福祉人材センターホームページ <http://www.chibakenshakyo.net/>